

## 「特定の資格による加点」を申請された方へ

受験申込時に「特定の資格による加点」を申請された方は、  
加点資格を確認できる書類を第一次試験日に提出する必要があります。

提出できない場合は受験資格を失うことがあります。

- ・提出書類の右上に受験番号を記入のうえ、第一次試験日に持参してください。
- ・提出された書類については返却しません。
- ・全ての事項について証明されていない場合や、証明者を確認することができない場合は、受験資格を失うことがあります。

### 1 教員免許状による加点を申請された場合

**必要書類** 「教員免許状授与証明書（原本）」又は「教員免許状取得見込証明書（原本）」

※教員免許状ではありませんので、御注意ください。

#### 交付申請先

#### (1) 教員免許状授与証明書

教員免許状の授与を受けた都道府県教育委員会

#### (2) 免許状取得見込証明書

免許取得のために修学している大学等

※発行方法等の詳細は、大学等の御担当者にお問合せください。

※第一次試験日までに免許状取得見込証明書の提出ができない場合は、「単位取得見込証明書」や「履修証明書」等、単位の取得状況が分かる書類を提出してください。

後日、免許状取得見込証明書の発行ができ次第、教職員人事課任用係まで簡易書留で速やかに提出してください。

#### 注意事項

#### (1) 令和6年4月1日以降に発行された証明書であること

証明書発行には日数を要する場合がありますので、余裕をもって請求してください。

証明書に記載されている氏名から変更があった場合、本人の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）をあわせて提出してください。

#### (2) 令和7年4月1日時点で有効な免許状を授与されていること

【教員免許状の有効性について】

授与年月日が令和4年7月1日以降の教員免許状は、有効期間の定めがありません（生涯有効です）。また、有効期間の満了の日又は修了確認期限が令和4年7月1日以降の教員免許状も、有効期間の定めがありません（生涯有効です）。詳しくは、文部科学省の「[令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて](#)」のページで確認してください。

文部科学省  
ホームページ



## 2 「実用英語技能検定 準1級以上」による加点を申請された方

**必要書類** 公益財団法人日本英語検定協会が発行する「合格証明書（原本）」

※合否通知・合格証書（賞状）ではありませんので、御注意ください。

### 注意事項

- ・令和6年5月13日までに取得した資格であること  
証明書の再発行には日数を要する場合がありますので、余裕をもって請求してください。  
証明書に記載されている氏名から変更があった場合、本人の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）をあわせて提出してください。

## 3 その他の「CEFR B2 基準」に対応する英語能力による加点を申請された方

### 対象資格

- ・ケンブリッジ英語検定 総合スコア 160 点以上
- ・GTEC 総合スコア 1,190 点以上
- ・IELTS 総合バンドスコア 5.5 以上
- ・TEAP 総合スコア 309 点以上
- ・TEAP CBT 総合スコア 600 点以上
- ・TOEFL iBT 総合スコア 72 点以上
- ・TOEIC L&R(IP 除く) 総合スコア 785 点以上
- ・TOEIC S&W(IP 除く) Speaking と Writing の合計スコアが 310 点以上

### 必要書類

次の事項が記載されている認定書類の写し

- ①受験者本人であることを確認できる事項（氏名、生年月日、顔写真等）
- ②総合スコア
- ③試験日

### 注意事項

- ・令和4年4月1日から令和6年5月13日までに取得した資格であること  
証明書に記載されている氏名から変更があった場合、本人の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）をあわせて提出してください。